

29 地層処分相当の低レベル放射性廃棄物の 最終処分について（平成22年7月12日 平成 22・07・06資第4号）

青森県知事 三 村 申 吾 殿

経済産業大臣 直 嶋 正 行

地層処分相当の低レベル放射性廃棄物の最終処分について（回答）

核燃料サイクルの確立については、エネルギー安全保障上不可欠であり、我が国エネルギー政策の基本方針であるところ、その推進に当たって、貴職を始め青森県民の方々の特段の御理解と御協力を賜り、心から感謝いたします。

去る3月6日に青森県を訪問し、貴職や六ヶ所村長殿に海外から返還される低レベル放射性廃棄物等の貯蔵管理の受入れについて要請いたしました。貴職が青森県の方針として、地層処分相当の低レベル放射性廃棄物について、高レベル放射性廃棄物と同様に、最終処分を受け入れる考えはないことは十分承知しております。

これらにかんがみ、経済産業省としては、平成22年7月5日付け青原立第211号をもって照会のありました件につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

1. 地層処分相当の低レベル放射性廃棄物について、高レベル放射性廃棄物と同様に、青森県を最終処分地にしないことを改めて確約します。
2. 青森県を地層処分相当の低レベル放射性廃棄物の最終処分地としない旨の確約は、今後とも引き継がれていくものであります。
3. 地層処分相当の低レベル放射性廃棄物の最終処分地については、国民の理解を得て、早期選定が図られるよう、国が前面に立ち、政府一体として、不退転の決意で取り組む所存です。